

こどもと家庭の福祉情報♪



	名称	支援内容	支援額など	問い合わせ先/連絡先
◇ こ ど も の た め の 手 当 と 助 成	児童手当	中学校3年生までの子どもを養育している家庭に支給される手当。※令和6年10月分より制度変更あり。	手当月額(1人)3才未満 一律 15,000円、3才以上 10,000円 ※小学校6年生までの第3子以降は15,000円 中学生 一律 10,000円 ※特例給付の場合 一律5,000円。※所得の上限を超えた場合は支給なし。※制度変更後 ①所得制限を撤廃 ②支給を高校生年代まで延長 ③第3子以降の支給額を月3万円とする(併せて多子加算のカウント対象を22才年度末まで範囲拡大) ④支払い月を隔月(偶数月)の年6回とする。	 こども支援課 04-2964-1111
	児童扶養手当	父親または母親のいない家庭(父母の離婚等)や、父親または母親が一定の障害の状態にある家庭の児童(18才になる年の年度末までにある児童、一定の障害のある子どもは20才まで)の母親、父親、養育者に支給される手当。※ただし児童が施設に入所している場合は受けられない。	令和6年4月分より 手当額 1人の場合…月額 10,740円～45,500円、 2人の場合…月額 16,120円～56,250円、 3人以上の場合…1人につき月額 3,230～6,450円を加算 ※この手当には所得制限あり	
	子ども医療費助成	中学校3年生までの通院費・入院費(保険診療の一部負担金)を助成。※令和6年10月診療分より対象を18才になる年の年度末まで拡大予定。	医療保険制度において支払った医療費および、入院に要する医療費の一部負担金。ただし、加入している保険の種類等によって、家族療養費附加給付金または、高額療養費給付金を受けることができる場合には、その額を差し引いた額。	
	未熟児の養育医療	出生時の体重が2000g以下あるいは生活力、身体 発育が未熟なまま生まれた子どもが、指定医療機関に入院した場合、その医療費を負担。	養育医療給付を受けることができるのは、全国の指定養育医療機関での治療に限定	
	障がいのある子のためのサービスや制度など	障害福祉サービス、障害児通所サービス、自立支援医療、補装具費支給、難聴児補聴器購入費助成、日常生活用具給付、小児慢性特定疾患児日常生活用具給付、特別障害者手当、重度心身障害者医療費助成、通学等移動介護人派遣事業	各サービスの内容・対象者・利用手続き等については、障害者支援課まで。	
◇ ひ と り 親 家 庭 な ど の た め の 福 祉 と 助 成	母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付制度(埼玉県)	20才未満の児童を扶養している母子家庭、または父子家庭並びに寡婦家庭などに修学資金や就学支度金などの必要な資金を貸付。	就学支度:子の入学、又は修業施設への入所に必要な入学金、被服購入費等 修学:子が高等学校、大学等で学ぶための授業料、書籍代等 修業:子が起業又は就職するのに必要な知識等を習得するための資金(子の学費については無利子) 就職支度・技能習得・医療介護・生活・転宅・住宅・事業開始・事業継続・結婚(連帯保証人を立てる場合は無利子・立てない場合は年利1.0%)	県西部福祉事務所 049-283-6780 または、こども支援課 04-2964-1111
	ひとり親家庭の就労支援制度 ※事前相談が必要	高等職業訓練促進給付金 ※所得制限あり。	経済的自立に効果的な資格(国家資格等)を取得するため養成機関でのカリキュラムを修業し、資格取得が見込まれる方に支給	こども支援課 04-2964-1111
		自立支援教育訓練給付金 ※所得制限あり。	就職に必要な資格取得のため対象指定講座を受講した場合、修了後に受講料の一部が支給されます。雇用保険からの支給を受けられる方は、その額を差し引いた額を支給。(自立支援教育訓練給付金の枠内)	
	ひとり親家庭等の医療費助成	母子、父子家庭等で右にあたる児童がいる世帯への医療費の助成。	・18才になる年の年度末までにある児童 ・一定の障害がある子どもは20才まで ※所得制限あり	
	JR各線の通勤定期券の特別割引制度	児童扶養手当の受給者やその世帯の方は、JR 通勤用定期券が3割引で購入可能。	—	
生活福祉資金など貸付制度(埼玉県社協)	失業等により日常生活全般に困難を抱えている世帯、低所得世帯に自立して安定した生活を営めるように、必要な相談支援・貸付を行う。	資金の種類:総合支援資金、福祉資金、教育支援資金、緊急小口資金 ※資金によって条件がありますので、事前相談が必要	入間市社会福祉協議会 04-2963-1014	

名称	支援内容	支援額など	問い合わせ先/連絡先
幼児教育・保育の無償化について	3～5才児クラスの子どもの保育料が無償(0円)	【保育所・認定こども園】3～5才児クラスの保育料は0円(給食費・延長保育料等の実費は除く) 【幼稚園】・満3才以上の子どもの保育料が月額25,700円まで無償 ・預かり保育についても「施設等利用給付認定」の新2・3号認定を受ける事で月額11,300円まで補助(新3号認定は市民税非課税世帯のみが対象) 【認可外施設・一時預かり等】 ・月額37,000円まで無償(保護者の保育の必要性の認定が必要)	保育幼稚園課 04-2964-1111
認可保育施設の保育料の軽減 (多子世帯に対する保育料の減額・免除)	同一世帯に2人以上の子どもがいる場合の減額・免除 第3子以降かつ0・1・2才児の子どもに対する減免制度	保育所・認定こども園・地域型保育・幼稚園等を利用中の子どもが2人以上いる場合、その中で最も年齢の高い子どもを第1子、その下のお子さんを第2子と数え、第2子半額、第3子無料となります。また、年収360万円未満相当の世帯は、年齢制限及び兄弟姉妹の「同時入所要件」はなく、第2子半額、第3子以降無料となります。なお、年収360万円未満相当のひとり親世帯等に該当する場合は、保育料は一律で無料となります。 生計を一にする子どものうち年齢制限なく、第3子以降かつ0～2才児クラスの認可保育施設を利用する子どもの保育料が無料となります(入所が決定してから別途申請が必要です)。	
副食費の免除(幼稚園・保育施設等の給食費の一部補助)	3才以上の該当する子どもの副食費が4,500円まで免除となる制度 	幼稚園・認可保育施設等に通う3～5才の子どもが下記のいずれかに該当する場合、給食費のうち副食費(おかず・おやつ代等)が4,500円まで免除となります。 【幼稚園の場合】 (1)小学3年生以下の子どもの中でカウントして、第3子以降の子ども (2)市民税所得割課税額の世帯合計額が77,101円未満の世帯(年収360万円未満相当世帯)※一旦、幼稚園にお支払いいただき、対象者には年度末にまとめて返金となります。 【保育所・認定こども園の場合】 (1)未就学児のうち幼稚園、保育施設等を利用している子どもの中でカウントして、第3子以降の子ども (2)年収360万円未満相当(市民税所得割課税額57,700円未満、ひとり親は77,101円未満)の世帯の子ども	
就学援助制度	入間市立小・中学校に通う(または入学予定)の子どもがいる保護者で、経済的に困っている方に学校で必要となる諸経費を援助する制度	学用品費等、校外活動費、新入学児童生徒学用品費、修学旅行費、医療費、学校給食費の一部または全部、日本スポーツ振興センター共済掛金。	学校教育課 04-2964-1111
入間市奨学金貸付制度 (高等学校・大学等)	能力があるにも関わらず、家庭の経済的理由で高等学校・大学等への修学が難しい方に、学費の一部を無利子で貸し付けし、卒業後に返還する制度。翌年度の受付が1月にあるので要注意。毎年市報に掲載。	入間市に住み登録があり、実際に居住している人。高等学校、高等専門学校、高等専修学校、盲・ろう・特別支援学校の高等部、大学、短期大学または専門学校に入学が決定し、または在学している人。家庭の経済的な理由により、修学が困難な人(生活保護受給世帯は除く)	埼玉県公立高等学校等 修学支援制度コールセンター 048-822-5670
埼玉県高等学校等奨学金	 高等学校・高等専門学校・専修学校の高等課程などに在学する生徒のうち、学習意欲がありながら、経済的理由により修学が困難な生徒を対象として奨学金を貸与する制度。※この奨学金は貸与で、高等学校等卒業後4年半の猶予期間経過後に返還開始 対象: ①高等学校等に在学していること②保護者が埼玉県内に居住していること③品行方正であって、学習意欲があり、経済的理由により修学が困難であること	国公立高等学校等に在学: 月額奨学金: ①15,000円/月、②20,000円/月、③25,000円/月、私立高等学校等に在学: ①20,000円/月、②30,000円/月、③40,000円/月。 貸与時に立てた返還計画に沿って返還する場合には利息はかかりません。 入学一時金 国公立の場合、50,000円または100,000円が選択可。私立の場合、100,000円または250,000円が選択可	埼玉県公立高等学校等 修学支援制度コールセンター 048-822-5670
日本学生支援機構奨学金 (貸与・給付)	 経済的理由で修学が困難な優れた学生等に学資の貸与及び給付を行う制度	国内の大学・短期大学・高等専門学校・専修学校(専門課程)および大学院で学ぶ人を対象とした奨学金には以下の種類がある。 ・給付奨学金(原則、返還不要) ・第一種奨学金(無利子) ・第二種奨学金(有利子) ・入学時特別増額貸与奨学金(有利子)(注)第一種・第二種奨学金との併給→可。 給付奨学金のみとの併給→不可。単独での利用→不可。	【申込】在学中の学校 【奨学金の貸与・給付・返還】 日本学生支援機構 奨学金相談センター 0570-666-301(ナビダイヤル) 月～金曜日 9～20時 (土日祝・年末年始除く)
あしなが高校奨学金(給付金)	 ・高等奨学生支援制度。月額30,000円(国公立/私立) ・私立高校の場合のみ入学一時金制度あり30万円 ・大学・専門学校・大学院奨学金制度	保護者(父または母など)が、病気や災害(道路における交通事故を除く)もしくは自死(自殺)などで死亡したり、それらが原因で著しい後遺障害*で働けない家庭の子ども *詳細をHPで確認要	あしなが育英会 0120-77-8565 詳しくはHPをチェック。